

妊婦健康診査等委託単価の改正に伴う留意事項について（第6版）

このことについて、令和6年6月1日からの単価の改正に伴い、請求の際には次の事項にご留意ください。

- 1 同一区分で単価の異なる結果票が混在する場合は、請求書を必ず分けてください。

例：妊婦一般健診の6月1日以降（6,590円）と5月31日以前（6,280円）が混在する場合 等

（単価が異なる結果票が同一の請求書に混在して集計してある場合、全て返戻となる場合があります。）

- 2 総括表は分けず1枚にまとめて請求してください。

妊婦・産婦健診，乳児検診等 単価

区 分		単 価		備 考	
		R6. 6. 1～	R6. 4. 1～5. 31		
妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査補助券（1～5回）	87	6,590円	6,280円	
	妊婦一般健康診査補助券（6～14回）	88	6,590円	6,280円	
	検査券	89	12,610円	12,680円	
	子宮頸がん検診	78	3,200円	3,200円	
	クラミジア検査	80	2,280円	2,330円	
産婦健康診査（1回目）		71	5,000円	5,000円	
産婦健康診査（2回目）		72	5,000円	5,000円	
乳児健康診査		73	6,390円	6,280円	
新生児聴覚検査		86	6,000円	6,000円	三次市，府中町，海田町，熊野町，坂町，世羅町
			5,540円	5,540円	庄原市，神石高原町
			2,840円	2,840円	竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸太田町，北広島町，大崎上島町

担当：管理係

電話：082-554-0775